

第 19 回 岩手県環境審議会水質部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

平成 25 年 1 月 31 日 (木) 14:00 ~15:30

2 開催場所

盛岡地区合同庁舎 5 階 研修室 盛岡市内丸 11-1

3 出席者

【委員 (敬称略、50 音順)】

生 田 弘 子
伊 藤 歩
佐 藤 きよ子
高 橋 由 一
千 葉 啓 子 (部会長)
野 澤 日出夫
森 吉 尚 (代理: 原田 吉信)
丸 山 恵 史 (代理: 首藤 隆信)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

総括課長	玉 懸 博 文
主幹兼環境調整担当課長	佐 々 木 隆
特命課長 (環境保全技術)	田 村 輝 彦
主 査	阿 部 規 子
主 任	池 田 享 司
技 師	涌 井 玲
技 師	松 本 泰 斗

【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課 技師 浅沼 文彦

4 議 事

審議事項

(1) 水質汚濁防止法に基づく平成 25 年度水質測定計画について

ア 公共用水域水質測定計画について

報告事項 (1) ア 平成 23 年度測定結果について、併せて説明。

(資料 1、4-1 により事務局から説明)

千葉部会長: ただ今事務局から説明があったことにつきまして、質疑、あるいはご意見
いただきたいと思えます。

伊藤委員: 資料 4-1 の 2 測定水域数及び地点数の表の海域についてですが、大震災
の後に再開予定ということですが、これは実際にはいつから再開予定ですか。
現時点では、まだ再開していないのでしょうか。

事務局：今年度の測定計画にも海岸の水域を計上しておりますが、現在もまだ備船の確保ができておらず、測定が再開できていない状態です。また、備船のほうは、現在沿岸局でも探している状況で、見通しがたった段階で再開したいと思っております。

伊藤委員：まだ、再開していないのですね。

事務局：はい。

伊藤委員：わかりました。それから、確認させてい頂きたいのですが、30ページの表の見方で、全項目での総測定日数というのは、これはどういう意味でしょうか。例えば、休止の場合には、全部が休止というわけではなく、何か項目が残っていてそれに対する測定という意味での全項目ということでしょうか。

事務局：はい、そうです。例えば、東大更橋ですと、休止項目以外にも測定項目がありまして、そちらの測定項目も合わせた全部の総測定回数ということです。

伊藤委員：もう一つよろしいでしょうか。もう少し前の表の各地点の表で、今回ノニルフェノールが追加されるということですが、全亜鉛、ノニルフェノールについて測定される地点とそうでない地点があるようですが、それはどういう基準で測定するところと測定しないところがあるのか教えてください。資料をみますと5ページから始まり、生活環境項目の全亜鉛、ノニルフェノールがありまして、その地点によっては、調査するところと調査しないところがあるように見えるのですが、そういうことではないのでしょうか。

事務局：全亜鉛について河川を調査しているのは、水生生物の種類指定が行われている水域で、全亜鉛で測定しておりまして、その全亜鉛と同じ測定回数で、ノニルフェノールの測定回数を設定しているところがありますので、各測定地点でノニルフェノールを測定していないところについては、水生生物の種類指定がされていないところとなります。

伊藤委員：調査していないところは、まだしないということですね。

事務局：はい、そうです。

伊藤委員：わかりました。

千葉部会長：他には、いかがでしょうか。

森 委 員 : 二つ教えて頂きたいのですが、資料1の30ページ、理由の欄にローリング調査とありますが、これは前年度で行ったので、今年度は行わないという意味合いなのかと思っておりますが、これは各年ごとにローリング調査を行うということですか。

事 務 局 : はい、そうです。県で測定しているローリングについては、3年ごとにローリングで調査を行っております。

森 委 員 : ローリング調査は、3年に1度と理解してよろしいですか。

事 務 局 : はい、そうです。

森 委 員 : わかりました。それから、資料4-1の3ページ、BOD(COD)の環境基準の達成状況とありますが、例えば、河川でいうと23年度の公共用水域の測定結果をみると、河川では、ほぼ100%達成しているようですが、この類型の見直しというのは考えていないのですか。ずっと同じように100%であれば、CをBに上げたり、AをAに上げたりという見直しというのは考えていないのでしょうか。

事 務 局 : 類型指定につきましては、一つは利水目的に合わせて、あるべき目標に改善していくということがございます。それから、水質保全という観点で現在の水質を維持する、良くなれば良いところに合わせてグレードアップするという考え方がございます。例えば、生活排水対策などで水質の改善が進んだ時期については、変えていくといったことを節目節目に実施しています。例えば、釜石湾などがCからBに昇格した等ということをしておりますので、利水目的や下水道の整備状況を勘案して、お諮りしております。

森 委 員 : 今回は、特になかったということですか。

事 務 局 : はい、そうです。

森 委 員 : わかりました。

生 田 委 員 : 今の類型指定のことにに関してですが、明確な類型の昇格が示されていませんが、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域というのに指定されていて、その後、ずいぶん水質が改善されてCだったのがBでもAでもいいのではないかといいくらい改善され、その状態で何年間はその状態をみなければならぬというお答えでした。しかし、その後何年経過してもそのままの状態だったが、どのようにすれば、昇格ということになるのですか。

事務局：生活排水対策の地域指定、水域指定がありますが、計画の年限がありまして、そこがゴールに近づくと一つの判断時期になります。水質が改善していて、例えば、前はCだったが、今はB相当になっているのであれば、市町村など関係機関に照会して、類型指定の見直しをするということになります。

生田委員：現場にいる住民などが生活環境課などに伝えて、それから考えて頂けるということになるのでしょうか。

事務局：類型指定する場合には、騒音や悪臭などもございますが、市町村の意見を伺いながら行います。

生田委員：わかりました。関連でもう一点ですが、資料1参考資料に久慈湾や田老湾の類型指定のことが載っていますが、平成25年度に実施、調査するということですが、これらの湾の調査は可能なのですか。

事務局：水質調査自体は対応可能です。県南は、傭船の確保に努め、状況を見ながらということになりますが、県北は、比較的傭船の状況が良いので、これはできると考えております。

生田委員：わかりました。計画の通り、北の方から行うということですね。経年変化を見たとえで類型指定をするということでもよろしいですか。

事務局：はい。検出されないということもあるので、どのくらい測るかということ、今の時点では、申し上げられません。また、震災津波の関係でどんな業種を育てるかというところのように、利水目的等トータルで考えますので、漁協の意見も伺いながら行います。

生田委員：わかりました。

千葉部会長：よろしいでしょうか。

森委員：もう一つだけよろしいでしょうか。資料1参考資料の件ですが、測定方法をみると、各湾を5ブロックに区切って2年度ごとに2回測るということですが、それがわからないと類型が決まらないのであれば、一番早く類型が決まる久慈湾、田老湾は31年度くらいまで分からないと理解してよろしいのですか。

事務局：これは5年度ごとのローリングスパンで行うということで、2回目は、①で申し上げると30年度ということでお示ししていますが、不検出ということがはっきりわかれば、もっと早い段階で類型指定することも可能です。必ずしも経年調査が必要かどうかというのは、今の時点できちんと決まっているわけではありません。

森委員：単年度で基礎調査を行ったうえで大丈夫だと判断できたところは、類型指定が早まると理解してよろしいですか。

事務局：はい、再開した漁場の魚種等を勘案します。

森委員：はい、わかりました。

佐藤委員：よろしいでしょうか。32ページの廃止された項目の（海域の）全垂鉛の変更回数が6回から0回になっていますが、垂鉛は大丈夫ということですか。

事務局：（海域の）垂鉛については、類型指定の設定の為に実施しているものということなので、ノニルフェノールとセットという考え方です。

佐藤委員：それから、31ページのノニルフェノールの測定回数ですが、12回など色々とありますが、必ずしも測定項目の回数と一致していないですね。

事務局：こちらの回数については、例えば、丹藤川の丹藤橋だと全垂鉛の測定回数が6回で、全垂鉛の測定回数と同じ回数をノニルフェノールで測定しているということです。

佐藤委員：わかりました。

丸山委員：基本的な質問で申し訳ありませんが、資料1の1ページで、調査内容とありますが、（2）測定項目の中に農地等の土地利用状況とありますが、これは具体的にはどのような測定をされているのですか。

事務局：農薬などを測るときに、農地が上流にあるかということ等を考慮しています。

丸山委員：上流に、農地があるかないかという調査ということですか。

事務局：土地利用については、国土利用計画等で状況把握できていますので、そういうものを参考にしています。

丸山委員：例えば、農地や畜産で、私は堆肥の活用をしているのですが、施用の仕方が良くないというような話をするわけではないのですか。

事務局：農村部では、硝酸、亜硝酸の影響が考えられますので、そういった地域では、硝酸、亜硝酸は測定項目の中に入れるようにしています。

丸山委員：結構です。

千葉部会長：意見もだいぶ出たようですが、よろしいでしょうか。
それでは、平成25年度公共用水域水質測定計画（案）について事務局案でご了承いただけますでしょうか。

各委員：異議なし。

千葉部会長：それでは事務局案の内容で、よろしくお願いします。

(イ)地下水の水質測定計画について

報告事項 ア(イ)平成23年度測定結果について、併せて説明。
(資料2、4-2により事務局から説明)

千葉部会長：ただ今事務局から説明があったことにつきまして、質疑、あるいはご意見いただきたいと思います。

森委員：二つほどお伺いしたいのですが、一つ目は、汚染された井戸が見つかるとう継続調査を行うことになっていますが、継続調査を行っていて今回は環境基準値内におさまっているから調査をやめ、その時は見つからなかったが、再度測定した時に環境基準値を超えたという場合はないのですか。

二つ目は、資料4-2裏面で継続監視調査の環境基準超過をみると砒素と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が非常に井戸の数が多いのですが、要因があれば教えて下さい。

事務局：調査の実施の基準値は、環境基準値そのものではなく、もっと低い基準値で判断しています。これまでのところ、基準値を超えて、一度下がり、また上がったという事案は、把握しておりません。

また、砒素については、地質由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、先程お話がありましたとおり、農業系の由来と推定される例が多いです。

森委員：今の事務局のお話では、環境基準値を下回ったので、調査をやめ、その後また上がったのかわからないという答えでしたが。

事務局： 継続監視に移行する為の目安として、環境基準値を超えたというよりも、もう少し低いところでふるいにかけて継続監視の対象にしております。

森委員： そうすると、環境基準値よりも低い基準でみているので、後で調べて、環境基準を超えているのは見つからないだろうということでしょうか。

事務局： 低いところを一定期間みて対象からはずすというプロセスですので、戻って汚染したという例は承知していません。

森委員： もう一つ教えて頂きたいのですが、基準値を超えた井戸が見つかったときに、資料4-2の測定結果に基づく対応で、飲料の中止及び水道への切り替え等を指導していますとありますが、例えば、この井戸は飲めませんという張り紙を張るといような指導はされているのですか。

事務局： 所有者に対して、これは水道水の水質基準に値するという話をしております。

森委員： 話をするのはいいのですが、井戸は誰が飲むかわからないので、井戸そのものに看板を貼り、わかるようにしたほうが間違いなくていいと思います。
あるいは、動物の飲料水に使用しているところもあると思うので、皆に周知する意味でも看板等でわかるようにした方がよいという指導をお願いしたいと思います。

事務局： 井戸の利用形態によっては、そのような対応が必要だと思います。例えば、公園等の不特定多数が利用できる井戸や、見た目は蛇口だが、水道ではなく井戸水しか出ないところもあるので、それにあつたお伝え方をしたいと思います。

千葉部会長： 他にはございますか。

丸山委員： よろしいでしょうか。硝酸性窒素のところですが、この情報というのは同じ県の中の農林部署には情報としていつているのでしょうか。

事務局： はい。

丸山委員： 農林部署が何かしら関与するという話はあるのでしょうか。

事務局： 適正化の指導を行っております。

丸山委員： 糞尿の処理などの話がいつているということですね。

事務局： はい。

丸山委員： わかりました。

千葉部会長： 小規模な経営の畜産のところをきめ細かくご指導していくのはなかなか難しいのではないかと思います。

事務局： はい。不浸透性のコンクリート製の尿溜めを作ったり、それから畑にまくときには、面積当たり、いくらならまいていいというような指導を総合的に行っております。

千葉部会長： いかがでしょうか。では、平成 25 年度地下水質測定定計画（案）について事務局案の内容でご了承いただけますでしょうか。

各委員： 異議なし。

千葉部会長： それでは事務局案の内容で、よろしくをお願いします。

イ 平成 25 年度ダイオキシン類調査測定実施計画について
報告事項 ア(ウ)平成 23 年度測定結果について、併せて説明。
(資料 3、4-3 により事務局から説明)

千葉部会長： ただ今事務局から説明があったことにつきまして、質疑、あるいはご意見いただきたいと思えます。

生田委員： よろしいでしょうか。資料 4-3 表 1 のところに先程ご説明頂いたダイオキシンの濃度で盛岡市玉山区の夏季の 1.75g というのは何か原因があったのですか。夏季だけ濃度が高いようですが。

盛岡市： こちらは、ご説明の通り廃棄物焼却炉の周辺で測定をしているのですが、廃棄物処分場の方で焼却炉を更新した時期がありまして、古い焼却炉を撤去する時期が夏季の測定期間の近くだったのでそれが原因ではないかと考えております。継続的にこの数字が出ているわけではないであろうと考えておりました。

生田委員： 古い焼却炉を撤去した後は、普通に戻ったということですか。

盛岡市：　そうです。実は、わたくしどものほうでホームページでも公表しているのですが、年に1回廃棄物焼却炉の排ガスの測定をしているのですが、同じ事業場で排ガスの基準超過が確認されました。その時点で事業者に焼却炉の停止と早期の点検、原因究明と回収を指示しました。早期に対策が取られましたので、秋季と冬季については平常通りの値となったと考えております。

生田委員：　わかりました。ありがとうございます。

千葉部会長：　この件に関しまして、他に何かありますでしょうか。

伊藤委員：　すいません。資料3で、追加されている地点が、釜石と宮古とありますが、これは何か理由があるのでしょうか。

事務局：　市では、がれき処理をする清掃工場の発生源を追加したものです。今年度は釜石市、25年度は宮古市、これを23年度に追加したという経緯があります。

伊藤委員：　わかりました。

千葉部会長：　よろしいでしょうか。では、平成25年度ダイオキシン類に係る調査測定実施計画（案）について事務局案の内容でご了承いただけますでしょうか。

各委員：　異議なし。

千葉部会長：　それでは事務局案の内容で、よろしくお願ひします。

千葉部会長：　以上の審議事項に関しましては、2月に開催されます審議会に報告することになります。審議会への部会報告案の作成作業は、部会長が事務局と打ち合わせをしながら進めることとしてよろしいか。

各委員：　異議なし。

（2）報告事項

イ　東日本大震災津波に係る対応について

（資料5により事務局から説明）

千葉部会長：　ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、質疑・意見等ある方はいらっしゃいますか。

伊藤委員： 資料5の有害物質のほうで確認させて頂きたいのですが、No. 5の重金属について土壌溶出量基準値を超過とありますが、この地点の場所はどこでしょうか。

事務局： 只今確認しますのでお待ち下さい。

事務局： よろしければ、時間をいただいておりますので、その間他の質疑等進めて下さい。

千葉部会長： お調べしている間、その他質疑・意見等ある方はいらっしゃいますか。

森委員： すいません。二つほどお聞きしたいのですが、資料5追加資料の裏面ですが、放射性セシウム137というのは、半減期間が2年間くらいと理解しているのですが、震災から間もなく2年経つのでセシウム137は徐々に検出されなくなるのかと思ったのですが、これは2年過ぎないとわからないのですか。

事務局： 2年ごとに半分、また2年経つと半分と減っていきますので、この調査した時点ですと、多分137の3分の2から4分の3程度のレベルで検出されると思います。ただ、検出されなくなるになるまでにはまだ時間はかかると思います。

森委員： それからも一つお聞きしたいのですが、空間線量率というのがありますが、これは、福島原発由来ではなく自然界由来のものもあると思うのですが、そういうことを考慮したことはあるのですか。

事務局： 空間線量率については、サーベイメーターという機械で測りますが、空から降ってくる宇宙線由来や原発事故以前に大気圏に核実験で散布されたもの等を合計でカウントされますので、内訳は分かりません。

森委員： ということは、原発事故以前のデータというのは、あまり持ち合わせていないと理解してよろしいでしょうか。

事務局： 原発事故以前は、空間線量率などの調査は県内一箇所だけで測っていたので一関や、二戸などでは過去のデータと比較することができません。

森委員： わかりました。

事務局： 国の対応については、チェルノブイリの事故以降、各県に1箇所モニタリングポストを設置というところまでで、原発事故が起きるといようなことは想定されていませんでした。

原子力発電所事故以前から、モニタリングポストが配置されているのは、原子力発電所の周辺や神奈川の辺りだと原子力船が入ってくる地域などは細かく配置されています。

森委員： 岩手県で1箇所あるモニタリングポストで定点観測したデータと比べるとどうなのですか。

事務局： 盛岡の場合は、14.7メートルに設置していて、チェルノブイリ原発事故により、空から降ってくる放射性物質を見る為に、高いところに設置するというのが元々の主旨でした。震災後、県内9箇所に増設しましたが、そこは人体への影響をみるために、地上から1メートルに設置しております。

高さが異なるため、比較は難しいです。

おっしゃる通り、バックグラウンドのデータがあれば、そのデータと比べてこのくらい上がっていて、それが徐々に下がりましたという説明が住民の方にできるので、安心していただけるとは思いますが、前のデータがないので住民に安心して頂くという意味では行政としては辛いところです。

千葉部会長： よろしいでしょうか。

事務局： すみません。先程お尋ねがありました土壌溶出量基準値を超過した5地点ですが、こちらにつきましては宮古市の地点が2地点、山田町の地点が2地点、大船渡市の地点が1地点となっています。

千葉部会長： よろしいでしょうか。

伊藤委員： その後に追加調査をして、今はないということですか。

事務局： はい、そうです。

伊藤委員： わかりました。

千葉部会長： いかがでしょうか。それでは事務局案の内容でよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

千葉部会長： その他委員の皆様から事務局にご質問などありますでしょうか。

伊藤委員： よろしいでしょうか。ノニルフェノールですが、前に環境省が SPEED で色々調査をされていて、おそらく岩手県内でも行っているのではないかとと思うのですが、その観測定した結果と今回環境基準値と比較した場合、超えていたのか下回っていたのかという情報はありますか。

事務局： 基本的には、当時は無影響濃度の範囲であって、今回の環境基準値を下回っております。

伊藤委員： わかりました。

生田委員： よろしいでしょうか。最初に戻って確認したいのですが、資料1参考資料の類型指定のところ、例えば、①久慈湾、田老湾の実施年度が平成25年度、平成30年度となっており、計2回実施するという計画ですが、経年変化をみるという意味では、こんなにも離れていてもいいものなのか教えて下さい。

事務局： おっしゃる通り5年間という期間は長い期間です。先程ご指摘ありました環境ホルモンが人への影響で話題になったときにバックグラウンドデータが環境基準値をかなり下回っているレベルで観測されていますので、改めて低いということを確認する意味でも2回の測定を予定しているものです。2回測らなくても途中で類型指定するケースも考えられますので、状況を見ながらご相談させていただきます。

生田委員： わかりました。

野澤委員： 公共用水域の先程の全亜鉛は、問題ないとおっしゃっていましたが、畜産分野で亜鉛が飼料添加物として使用されています。

その事自体はいいのですが、糞の中に出てきて、肥料として利用されると土壤中に蓄積されていくということも起こり得ると思いますので、そのようなことをチェックポイントとして覚えておいて頂いたほうが良いと思います。

この事は農水省のほうでは、堆肥中の亜鉛の基準がありますが、必ずしもそのとおり流通するかどうか分かりません。特に使われるのは養豚です。大規模な養豚をしている所は、要注意です。

狭いところでたくさん食べているので、爪の病気を抑えて発育を良くさせるに投与することがあります。

事務局： ありがとうございます。

千葉部会長： よろしいでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。

事務局：特にありません。

千葉部会長： それでは、本日の審議は以上を持ちまして終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

事務局： 2月6日に環境審議会がございますので、委員の先生方におかれましては、ご出席のほうを宜しくお願い致します。以上を持ちまして本日の水質部会を終了させていただきます。誠にありがとうございました。